

別表 1 (第 5 条関係)

(1) 教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
日本国憲法	法学（日本国憲法）	2		
体育	スポーツ A		1	これら 3 科目より 2 科目以上選択必修
	スポーツ B		1	
	健康・運動の科学		2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション A		2	これら 2 科目より 1 科目選択必修
	英語コミュニケーション B		2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2		